

記入方法

添付の完納証明書と同一の名義・住所を記載してください。

※法人の場合は法人名及び代表者の名前

様式第1号

(宛先) 前橋市長

令和 年 月 日

申請者

住所(所在地)
氏名(名称)
(代表者)

押印漏れ注意

法人⇒代表者印

個人⇒代表者の個人印



連絡先 日中、連絡がつく電話番号を記載

交付申請書兼実績

複数の業種を行っている場合は、主たる業種が該当する場合に限り対象となります。主たる業種のみ☑してください。

令和2年度前橋市ニューノーマル創出支援事業補助金
のとおりに申請します。

店舗等名称 及び住所	屋号: 対象となる店舗の名称を記載	業種	<input type="checkbox"/> 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス
事業者概要 ※法人のみ記載	資本金	個人事業主の場合は空白 円	従業員数 個人事業主の場合は空白 人
事業経費 ※該当経費にチェックを入れてください。 なお、項目の無い経費は対象外です。	備品	<input type="checkbox"/> テラス営業等に要するテーブル・椅子・パラソル <input type="checkbox"/> 検温器・サーモグラフィ <input type="checkbox"/> 消毒液・洗浄液の生成器 <input type="checkbox"/> 空調機器(エアコン、空気清浄機) <input type="checkbox"/> 掃除機 <input type="checkbox"/> アクリル板、パーテーション、ビニールカーテン、仕切り版	
	消耗品	<input type="checkbox"/> 消毒液や洗浄液(除菌スプレー等) <input type="checkbox"/> マスク・フェイスガード <input type="checkbox"/> プラスチック容器・プラスチック食器 <input type="checkbox"/> キャッシュトレイ <input type="checkbox"/> キッチンペーパー・ペーパー	
積算額	金 円(税抜) 最初の支払日から最後の支払日までを記載 対象期間外の経費は対象外です。		
事業実施期間	令和 年 月 日 から令和 年 月 日 まで		
添付資料	(1) 経費積算報告書 (2) 事業に係る領収書・振込明細書の写し (3) 証拠写真(現地写真等) (4) 完納証明書(未納税額がない証明) (5) 誓約書兼同意書 (6) 営業許可の写し(必要な業種の場合) (7) 実際に営業していることが分かる資料 (直近の確定申告の別表1、市民税の申告書類の控え、個人事業の開業届出書、事業開始届出書のいずれか) ※ただし、2回目以降の申請は(6)~(8)の資料は省略できます。		

誓約書兼同意書

添付の完納証明書と同一の名義・住所を自著してください。

※法人の場合は法人名及び代表者の名前

令和 年 月 日

(宛先) 前橋市長

住所 (所在地)
氏名 (名称)
(代表者)

押印漏れ注意

法人⇒代表者印

個人⇒代表者の個人印



私は、令和2年度前橋市ニューノーマル創出支援事業補助金を申請するにあたり、下記事項を誓約及び同意いたします。

(該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方が申請可能です。)

全ての□に☑を入れてください。
☑が無い場合は申請することができません。

記

ニューノーマル創出支援事業補助金交付要項に定める事項をいずれも遵守し、交付要件を満たしていることを誓約します。

申請書の記載内容について、事実と相違ありません。虚偽が判明した場合は、補助金の返還に応じるとともに、加算金及び延滞金の支払いが発生した場合は応じます。

大企業及びみなし大企業ではありません。

営業に関して必要な許認可等を取得しています。

自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。

(1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

上記の(1)から(8)までに掲げるもの (以下「暴力団等」という。) を下請契約等の相手方にしません。

下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。

自己又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、前橋市長に報告し、警察に通報します。

市が必要な場合、前橋警察署又は前橋東警察署に照会することについて同意します。